

【別紙 2】

< 建築着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした算定式の考え方 >

[平均新築単価を基礎とした単価]

(単位 万円/m²)

建築年	単価	建築年	単価	建築年	単価	建築年	単価
平成 22 年	16.95	平成 9 年	13.33	昭和 59 年	9.70	昭和 46 年	6.07
平成 21 年	16.67	平成 8 年	13.05	昭和 58 年	9.42	昭和 45 年	5.79
平成 20 年	16.39	平成 7 年	12.77	昭和 57 年	9.14	昭和 44 年	5.51
平成 19 年	16.12	平成 6 年	12.49	昭和 56 年	8.86	昭和 43 年	5.23
平成 18 年	15.84	平成 5 年	12.21	昭和 55 年	8.58	昭和 42 年	4.95
平成 17 年	15.56	平成 4 年	11.93	昭和 54 年	8.30	昭和 41 年	4.67
平成 16 年	15.28	平成 3 年	11.65	昭和 53 年	8.02	昭和 40 年	4.39
平成 15 年	15.00	平成 2 年	11.37	昭和 52 年	7.74	昭和 39 年	4.12
平成 14 年	14.72	平成元年	11.09	昭和 51 年	7.46	昭和 38 年	4.12
平成 13 年	14.44	昭和 63 年	10.81	昭和 50 年	7.19	昭和 37 年	4.12
平成 12 年	14.16	昭和 62 年	10.53	昭和 49 年	6.91	昭和 36 年以前	4.12
平成 11 年	13.88	昭和 61 年	10.26	昭和 48 年	6.63		
平成 10 年	13.60	昭和 60 年	9.98	昭和 47 年	6.35		

(単価設定の考え方)

建築着工統計における福島県の木造住宅の直近の平均新築単価^{*}を新築時点の単価と設定し、定額法による減価償却(耐用年数 48 年、残存価値の下限を 20% に設定)を行うとともに、【別紙 1】3 . の考え方に基づき、外構、庭木の評価分も加算した上で、事故発生当時の時価相当額を算定するための単価を設定いたしました。築年数が 48 年以上経過(昭和 39 年以前に建築)した建物については、最低賠償単価(4.12 万円/m²)を適用します。

本単価を基礎とした算定方式を適用する建物は、原則として、事故発生当時に自己の居住の用に供されていた建物とさせていただきます。

なお、本単価に乗じる床面積は、原則として、固定資産税評価における家屋の床面積(m²)とさせていただきます。

^{*} 国土交通省公表の「建築着工統計調査」における平成 23 年の木造の居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の平米単価の加重平均値
(建築着工統計調査>時系列表> 年次>2011 年>【建築物】構造別 用途別 都道府県別
【http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001086086】)